



**トピックス** P2 迷惑「電子メール広告」の規制が強化されました！

発行 / 富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/ms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/ms_sec/1711/index.html)  
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています。 [http://www.pref.toyama.jp/ms\\_sec/1711/kp0000963.html](http://www.pref.toyama.jp/ms_sec/1711/kp0000963.html)

## くらしの 相談窓口 から

### 「当選しました！」と何度も届く 海外宝くじのダイレクトメール ～手数料を送っても当選金がもらえないのですが...～

#### 相談

数年前、海外から「1億円が当選し、賞金割当てが確認されたので割当金受給申請書と手数料を送るよ」とのダイレクトメール(DM)が届きました。申込んだ覚えはないのですが、本当ならと思い3千円振込みました。その後も次々にDMが届き、そのたびにお金を支払い続け、かなりの金額をつぎ込みましたが、当選金は入金されません。本当に当選しているのでしょうか？(60歳代 男性)



#### 回答

海外宝くじの相談には、「申込んでいないのに『当選している』等と期待を抱かせるようなDMが届く」、「当選したというのに入金されない」、「個人情報漏れているのではないか」、「クレジットの引落としが止まらない」などがあり、被害金額も高額化する傾向にあります。また、いったん海外宝くじの購入手続きをすると、「購入見込みの高い消費者」として複数の業者からDMが送られることもあります。

日本国内で海外宝くじの販売、販売の取り次ぎ、授受を行うことは、刑法 187条(富くじ販売等)に抵触すると解釈されています。

相手業者は外国に事務所を置いて、消費者に代わって現地で宝くじを購入し、当選した場合には消

費者に知らせ送金するとされているものが多く、このため、確実に当選金が支払われるかどうかの保証はなく、また、消費者が支払ったお金を取戻すことは困難です。

相談者には、今後、海外宝くじは絶対に買わないこと、DM等の誘い文句に惑わされないことを助言しました。

なお、高齢者が海外宝くじにのめり込み、家族や介護ヘルパーがトラブルに気づいた時には、既に多額の費用を支払っているケースも多く、こうした被害を防ぐためにも、周囲の人たちの日頃の見守りが大切です。

## 注意喚起！ 高齢者の家庭内事故に注意！

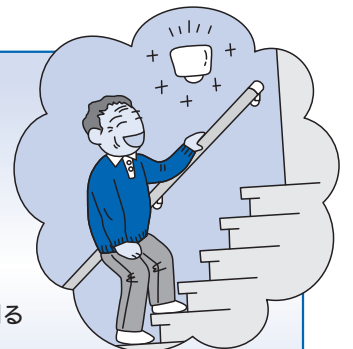
65歳以上の高齢者がけがをする場所は、敷地内を含む住宅が最も多く、階段や脚立、ベッドからの転落、床や浴室などでの転倒により、打撲や骨折を負う例が多く見られます。また、やけども目立っています。高齢の場合、けがをすると重い症状になりやすく、治療にも時間がかかりますので、次のような点に注意し、事故を予防することが大切です。

階段や床での転倒、転落事故を防止するために、階段 廊下 玄関 浴室などに「手すり」を設け「明るい照明」をつける、また、玄関に段差を小さくするための式台などを置くなどの工夫をしましょう。

屋根や脚立からの転落事故を防止するために、屋根や脚立、梯を利用して高所でする作業はなるべく本職の人や若い人に頼み、また一人での作業は絶対にやめましょう。

高齢者向けの安全性の高いもの、使いやすく工夫されたユニバーサルデザインのものも上手に活用しましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。 <http://www.kokusen.go.jp/>



# 迷惑「電子メール広告」の規制が強化されました！

パソコンや携帯電話に勝手に送りつけられる広告メールにお困りではありませんか？

今回、このような、いわゆる「迷惑広告メール」の防止を目的に、電子メール広告の規制が大幅に見直されました。

**事業者が通信販売などで電子メール広告を送信する前に、あらかじめ消費者の“請求や承諾”を得ることが義務付けられ、こうした請求や承諾を得ていない電子メール広告の送信は原則禁止されました。**

(改正特定商取引法 平成20年12月1日施行)

その他、事業者に次のような規制がかかることになりました。

- 消費者から“請求や承諾”を確かに受けたという記録保存義務
- 請求・承諾を得た後でも消費者が拒絶の意思を表示した場合は電子広告メールの送信を禁止
- 消費者が電子メール広告の提供を拒否する方法の分かりやすい表示義務 など

## 表示例

### 消費者からの承諾を取得する表示

**注文確認**

注文内容を確認し、注文を確定して下さい。  
下記の注文内容が正しいことを確認して下さい。  
[注文を確定する]ボタンをクリックするまで、実際の注文は行われません。

**お届け先**

富山 太郎  
〒930-XXXX  
富山県富山市

**支払方法**

カード XXXX-XXXX-XXXX  
有効期限 06/2009

**注文明細**

商品	単価	数量	小計
	1,000円	1個	1,000円
		送料	200円
		消費税	60円
		合計	1,260円

**発送方法**

宅配便

今後、当社からのお知らせ(商品についての広告メール)を受け取ることを希望します。(希望しない方はチェックを外して下さい。)

[TOPに戻る](#) 注文は確定されません)

### 電子メール広告を拒否する方法の分かりやすい表示

送信者: < @ xxxmail.co.jp >  
宛先: < @ xxxmail.co.jp >  
送信日時: 2009年2月2日 21:54  
件名:

---

[ 通信 ]

キャンペーンについて  
http://www. /index.html

くちこみ情報  
http://www. /index.html

今月の特集  
http://www. /index.html

---

[配信先変更・配信中止はこちら](#)  
[@ xxxmail.co.jp](#)

承諾した覚えのない電子メール広告が送られてきた場合は

そのままメールを(財)日本産業協会の情報提供アドレスまで転送してください。 [spam-in@nissankyo.jp](mailto:spam-in@nissankyo.jp)

受信を拒否したのに、同じ事業者から再度電子メール広告が送られてきた場合は

そのままメールを上記の情報提供受付アドレスまで転送するか、または(財)日本産業協会のホームページにある入力フォームから送信してください。  
[tps://www.nissankyo.or.jp/spam/form.html](https://www.nissankyo.or.jp/spam/form.html)



**Q** 20歳になった記念に50万円の真珠のネックレスを買ったMさん。母親に連帯保証人になってもらいクレジット契約をしましたが、支払えなくなりました。クレジット会社から請求があった時の支払いについて、次のうちの説明が正しいでしょうか？

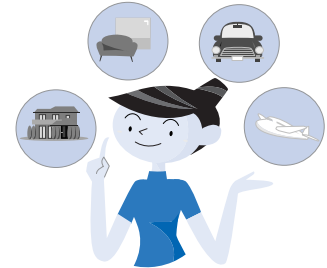
- A**
- ① Mさんが支払える状態になったら、遅延損害金を合わせて一括払いしなければならない。
  - ② 母親はMさんに代わって支払わなければならない。
  - ③ Mさんと母親が半分ずつ支払わなければならない。

© 2009 日本産業協会 発行 177 年 2 月 2 日 21:54 送信日時: 2009 年 2 月 2 日 21:54 宛先: @ xxxmail.co.jp 送信者: < @ xxxmail.co.jp >

## 「富山県くらしのアドバイザー」募集のお知らせ

富山県では、消費者問題に関心をお持ちの方々を「富山県くらしのアドバイザー」として委嘱し、各地域で消費生活知識の普及啓発活動等を行っていただいております。このたび、平成21年4月から活動していただける方を公募しています。消費者問題に関心を持ち、消費者知識の普及啓発活動等に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

- 1 応募資格** 年齢20歳以上の富山県内にお住まいの方(常勤の公務員を除く)
- 2 応募方法** 所定の申込書に必要事項を記載の上、県庁県民生活課消費生活係まで持参、郵送、電子メールで申込み。  
申込書は、県民生活課、県消費生活センター(本所・高岡支所)、市町村消費者行政担当課に備えてあります。また、県民生活課ホームページから申込書をダウンロードできます。
- 3 活動内容** ①消費生活知識の普及啓発活動(随時)  
②アンケート調査等の回答(年2回程度)  
③不当表示や過大景品の監視(随時)等
- 4 募集期間** 平成21年**2月3日**(火)~**2月23日**(月)
- 5 募集人員** **40**名程度
- 6 選考方法** 応募者多数の場合は、居住地域、その他申込書記載事項を考慮して選考します。
- 7 任期** 平成21年4月1日~平成23年3月31日(2年間)



### 問合せ先

県民生活課消費生活係 TEL:076-444-3129  
詳細は県民生活課のホームページをご覧ください。http://www.pref.toyama.jp/cms\_sec/1711/index.html

## 「富山県消費生活推進リーダー」募集のお知らせ

富山県が実施する「消費生活出前講座」の講師として広報・啓発活動等をしていただく「富山県消費生活推進リーダー」を募集します。消費生活関連の専門知識があり、消費者啓発活動に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

- 1 応募資格** 富山県在住者で、消費生活関連の次の資格( )のいずれかを有する方、または同等の知識を有すると認められる方。(常勤の公務員を除く。「富山県くらしのアドバイザー」と兼ねることはできません。)  
消費生活関連の資格(消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタント)
- 2 応募方法** 所定の申込み用紙に必要事項を記載の上、応募動機についての作文(800字程度)を添えて申込んでください。(申込書は、県民生活課、県消費生活センター、市町村消費者行政担当課に備え付けてあります。また、県消費生活センターホームページからダウンロードできます。)
- 3 活動内容** 出前講座の講師として啓発活動等を行う。
- 4 募集期間** 平成21年**3月2日**(月)~**3月19日**(木)
- 5 募集人員** **20**名程度
- 6 選考方法** 書類及び面接により選考します。
- 7 任期** 委嘱日から平成23年3月31日まで



### 問合せ先

富山県消費生活センター TEL:076-432-2949  
詳細は県消費生活センターホームページをご覧ください。http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm

# 平成21年度 公正取引委員会消費者モニター募集のお知らせ

公正取引委員会では、毎年、消費者の立場から公正取引委員会の仕事に協力していただく「消費者モニター」を募集しています。

## 応募資格

年齢 20歳以上の方(学生可)

## 仕事内容

- ①消費生活に関する情報や意見の提供
- ②アンケート回答
- ③研修会(年2回、平日3時間程度、全国各地で開催)の出席 など

## 任期

平成21年4月から1年間

## 応募締切

平成21年**2月13日**(金) <当日消印有効>



応募方法・問合わせ先など詳細につきましては下記までお問合せください。  
**公正取引委員会事務総局 中部事務所 取引課 TEL: 052-961-9423**  
 ホームページ [http://www.jftc.go.jp/c\\_chubu/](http://www.jftc.go.jp/c_chubu/)

## 消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター .....TEL076-443-2047  
 (富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

### 総合行政センター

大沢野TEL076-467-5810 婦 中TEL076-465-2115  
 大 山TEL076-483-1212 山 田TEL076-457-2113  
 八 尾TEL076-454-3114 細 入TEL076-485-9001  
 魚 津 市.....TEL0765-23-1003  
 滑 川 市.....TEL076-475-2111(内323)  
 黒 部 市.....TEL0765-54-2111(内316)  
 舟 橋 村.....TEL076-464-1121(内29)  
 上 市 町.....TEL076-472-1111(内141)  
 立 山 町.....TEL076-462-9963  
 入 善 町.....TEL0765-72-1100(内135)  
 朝 日 町.....TEL0765-83-1100(内235)  
 砺 波 市.....TEL0763-33-1111(内143)  
 庄川支所.....TEL0763-82-1902

### 富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号 富山県民共生センター内)  
 消費生活相談 TEL076-432-9233  
 消費者金融・多重債務相談 TEL076-433-3252  
 URL <http://pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>  
**【開所時間】**午前9時30分~午後5時 土・日曜、祝、年末年始除く)

高岡市市民協働課.....TEL0766-20-1522  
 (高岡市広小路7番50号)

### 福岡行政センター

水見市.....TEL0766-74-8010  
 小矢部市.....TEL0766-67-1760(内732)  
 南 砺 市.....TEL0763-23-2008  
 行政センター  
 福 野TEL0763-22-1101 平 TEL0763-66-2132  
 井 波TEL0763-82-1181 上 平TEL0763-67-3212  
 城 端TEL0763-62-1213 利 賀TEL0763-68-2112  
 福 光TEL0763-52-1571 井 口TEL0763-64-2212  
 射 水 市(大島庁舎).....TEL0766-52-7966  
 地区行政センター  
 新 湊TEL0766-82-1964 大 門TEL0766-52-7397  
 小 杉TEL0766-57-1636 下 TEL0766-59-8095

### 富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号 本丸会館内)  
 消費生活相談、消費者金融 多重債務相談 TEL0766-25-2777

### 富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。  
 TEL076-432-5690 午前9時~午後4時